



第8号

# あかし自転車かわら版



平成30年12月

一杯で、消えると消せぬ罪

## 「飲酒運転の根絶」！！

自転車も車両。飲酒運転の禁止

酒酔い運転は(5年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

自転車だし、家まで近いし、捕まらなければ大丈夫だろう



少ししか、飲んでないし、すぐそこまでだから、大丈夫だろう



**自転車も飲酒運転は禁止です。**

飲酒して自転車を運転することはできません。また、飲酒運転を行うおそれがある者に酒類を提供することも禁止されています。

「捕まらなければ」、「少ししか、飲んでないから」などと安易な考えが悪質な犯罪行為となります。

**飲酒運転追放「三ない運動」**

- ・ お酒を飲んだら運転しない
- ・ 運転するときはお酒を飲まない
- ・ 運転する人にはお酒を飲ませない

を実践し、飲酒運転を根絶しましょう！

## 兵庫県明石警察署